

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十三号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表４の項中「新座市中野二丁目二番二十二号」を「羽生市東七丁目十四番地八」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。